



令和元年6月28日

神奈川県行政書士会 御中

横浜市会計室会計管理課
横浜市市民局窓口サービス課

横浜市 収入証紙廃止と手数料支払方法の移行について（ご依頼）

向暑の候 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より本市の市政運営に御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

現在、本市においては、戸籍や住民票の写し、市税などの諸証明交付時の申請手数料を収入証紙にてお支払いいただいているところです。

この度、令和2年1月28日で収入証紙の販売を終了し、手数料の支払方法を変更する予定です。お忙しい中、恐縮ではございますが、貴団体の皆様への周知について、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

1 ご依頼内容

貴団体の皆様に、別添案内リーフレットにて、周知をお願いいたします。

2 収入証紙廃止に係るスケジュール

- (1) 収入証紙廃止日
令和2（2020年）年1月28日
- (2) 収入証紙使用期限
令和3年（2021年）1月31日
- (3) 収入証紙払い戻し期限
令和8年（2026年）1月31日

3 収入証紙廃止や払い戻し手続きに関する問合せ先

横浜市会計室会計管理課 寒川、笠原、鷺澤
電話：045-671-2989 FAX：045-664-1894
メール：kk-shinsyunou@city.yokohama.jp

（本通知発送担当部署）

横浜市市民局窓口サービス課 堀、間島